

令和 6 年 6 月の診療報酬改定によりウェブサイトへの掲載が義務付けられた掲示事項

〔地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項について〕

当院は厚生労働大臣の定める施設基準について以下の届出を行っています。

・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

外来医療又は在宅医療を実施している医療機関（医科）において、勤務する看護職員、薬剤師その他の医療関係職種の賃金の改善するための措置を実施することを評価したものです。

・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

外来医療又は在宅医療を実施している医療機関（歯科）において、勤務する歯科衛生士、歯科技工士その他の医療関係職種の賃金の改善するための措置を実施することを評価したものです。

・CAD／CAM冠

歯科補綴治療に係る専門の知識及び３年以上の経験を有する歯科医師を１名以上配置しています。

・歯科技工加算１及び２

迅速に有床義歯の修理及び床裏装を行う体制を整備しています。

・クラウン・ブリッジ維持管理料

クラウン・ブリッジ維持管理を行うに当たって、必要な体制を整備しています。

〔明細書の発行状況に関する事項について〕

当院は、会計窓口での精算時に、領収証と併せて個別の診療報酬の算定項目の分かる診療明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、診療明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、診療明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

〔保険外負担に関する事項について〕

当院は、以下の項目については患者さんに実費で負担して頂くこととなっております。

主な実費負担は以下の通りです。

項目		金額（税込）	備考
診断書	当院所定の様式によるもの	4,400 円	
	当院所定の様式以外によるもの	8,800 円	
インフルエンザ予防接種料		4,950 円	

※令和 7 年 4 月 1 日時点における金額です。